

● こんにちは、農業委員会です ●

◆「農政施策に関する建議書」を村長へ提出しました

農業委員会の業務としての建議とは、農業委員会等に関する法律に規定された業務の一つであり、村などの行政機関に農業及び農業者に関する意見・要望を伝えることです。豊丘村農業委員会では、1年間にわたり村長への建議について協議・検討を重ね3つの項目にまとめ、平成24年度の予算編成に先立ち、平成23年11月21日、小椋農業委員会会長、原農業委員会会長代理、宮下農政部長、木下農地部長から下平村長に対し、「豊丘村農政施策に関する建議書」を手渡しました。

建議事項要旨

- 1 担い手の育成・確保とその支援について
 - ・意欲ある人材の発掘と農業後継者に対する支援
 - ・集落営農の組織化、法人化に向けた積極的な取り組みの推進と人材育成を含めた多面的な支援
 - ・農地保全耕作推進事業の拡大
 - ・定年退職後の新規就農など農協等関係団体と連携した担い手の確保
- 2 農用地の有効活用について
 - ・農業者戸別所得補償制度の本格実施によるそば栽培の推進、それに伴うコンバインの利用料の助成措置
 - ・市民農園の設置、クラインガルテンの設置の検討、高齢農業者の生きがい対策
- 3 関係団体と連携し、地域産業である「市田柿」の安定的な生産を図ること。



◆選挙人名簿の登載申請書の提出をお願いします

選挙人名簿の登載申請書は、農業委員を選ぶ・リコールする権利の基礎となる非常に大切なものです。豊丘村農業委員会の委員15人は、農業委員会等に関する法律の定めにより選挙によって選出されます。これに係る選挙権、被選挙権は、誰もが取得できるのではなく、一定の資格を持った方の豊丘村選挙管理委員会への申請が必要となります。

選挙権を有する者は、毎年1月1日現在の状況により、1月10日(火)までに申請書を農業委員会に提出することとなっています。ここにおける選挙権資格を有する方とは、次のとおりです。なお、申請書は12月中に昨年提出いただいた農家世帯に配布いたしました。配布されない場合でも下記要件に該当する方は選挙管理委員会若しくは農業委員会までご連絡ください。

豊丘村に住所を有する年齢満20歳以上の方で次のどちらかに該当していること

- ・10アール以上の農地を所有または、借受け、耕作の業務を営む方
- ・上記のものと同居する親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日に達すると認められる方

★今月は10日が農地相談日です。農地相談に合わせて年金相談も承ります。お気軽にお立ち寄りください。

■農地情報

耕作者求む(貸地)

No.	農地所在	地目	面積(a)	植栽品種	備考
1	八王子	田	5	米・野菜	
2	八王子	畑	6	野菜他	
3	中芝	田	11	米	
4	中平	畑	5	野菜他	
5	堀越札場	畑	20	果樹・野菜他	
6	田村	田	8	米	
7	林里	畑	3	野菜他	
8	林原	田	9	米・野菜	
9	小園	田	10	米・野菜	
10	小園	畑	9	梨(豊水)	
11	伴野原	畑	11	梅・柿	
12	伴野原	畑	7	畑・野菜	

No.	農地所在	地目	面積(a)	植栽品種	備考
13	伴野原	畑	9	畑	
14	柏原	畑	18	果樹等	

農地売ります

No.	農地所在	地目	面積(a)	備考
1	中平	畑	5	
2	林里	畑	3	条件あり要相談
3	林原	田・畑	51	4筆
		畑一部宅地含む	137	6筆
4	林原	田	9	
5	柏原	畑	18	

★お問い合わせ 農業委員会事務局：
産業建設課 振興係 ☎35-9056